

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月11日
照会部署名 八幡年金事務所 適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (適用調査課長) 柳本 秀文
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 松下

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—4	本部受付番号 No. 2010—599
-----------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

事前確定届出給与について

(内容)

<健康保険法第三条第5項、同じく第6項について>

標記につきまして、社会保険労務士から照会を受けましたが、上記の条文について判断しかねますので、御教示願います。

照会の内容は、下記のとおりです。

記

事業所役員の役員報酬について、年間例月12回と、例月とは異なる金額の報酬を年2回支払う予定として、事前確定届出給与を税務署に届出している。

役員報酬のうち、例月とは異なる金額の年2回の報酬は、賞与支払届にて届出すべきか、年間の年俸制と判断し標準報酬月額に算入すべきか。

実例：役員報酬を平成22年2月分(3月20日支払)より30万円から40万円へ変更。同時に事前確定届出給与として、8月5日支払20万円、12月5日支払20万円を決定し、税務署に届け出た。月額変更届を提出する際、賞与での届出なのか、年俸制の取扱いによって記載する報酬額が変わるので、早急に

回答を希望します。

以上

＜対応案＞

役員報酬とはいえ、健康保険法第三条第6項により、名称の如何を問わず、三月を超える期間ごとに受けけるものを賞与と定義していることにより、賞与支払届にて届出すべきと思料します。

(ブロック本部見解)

貴見のとおり。健康保険法第三条第6項及び厚生年金保険法第三条第4項により、賞与支払届にて対応するものと思料する。

ただし、諸規定等において明確に示されている事例ではないため、本部に照会していただきたい。

回答日 平成22年5月12日

回答部署名 九州ブロック本部適用徴収支援部厚年適用グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

定期に同額支払われる報酬のほかに、事前確定届出給与の支給がある場合は、その支払いが3月を超える期間ごとに支払われる報酬であれば、健康保険法第3条第6項及び厚生年金保険法第3条4項による賞与とし、厚生年金保険法第24条の3及び健康保険法第45条により標準賞与額の決定をすることになる。

回答日 平成22年6月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上